

事業評価資料作成業務 特記仕様書

(適用)

第1条 本業務は、徳島県県土整備部「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

(目的)

第2条 本業務は、以下の文献に基づき、事業再評価資料を作成することを目的とする。

- ・費用便益分析マニュアル（平成30年2月 国土交通省 道路局 都市局）（以下「マニュアル」という。）
- ・公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）（平成21年6月 国土交通省）
- ・国土交通省HP「将来交通需要推計の見直し」
URL <http://www.mlit.go.jp/tec/suikai/>
- ・その他、参考となる文献、過去例等

(資料収集整理、現地調査)

第3条 本業務の実施にあたり、必要となる資料を収集、現地調査し、整理するものとする。

(将来交通需要予測)

第4条 将来交通需要予測については、平成27年度道路交通センサスに基づく将来OD（県が別途提供予定）をベースとして行うものとし、実施にあたっては、発注者との協議により決定するものとする。

- 2 本作業には、簡易なOD分割とリンク条件設定を含むものとする。
- 3 OD分割とリンク条件設定にあたっては、国土交通省及び西日本高速道路株式会社等の県以外の事業主体分を考慮するものとする。
- 4 各作業の内容については、以下のとおりとする。
 - (1) 将来交通量配分
 - ①整備無し1ケース
フルネットから評価事業箇所を除いた道路ネットワークでの交通量配分を行う。
 - ②暫定ケース
評価事業箇所において、暫定供用を含めて検討する。

(便益・費用分析)

第5条 費用便益分析は事業全体と大規模構造物について、「全事業」及び「残事業」の2ケースを実施するものとする。

- 2 各作業の内容については、以下のとおりとする。
 - (1) 条件設定
マニュアルに基づき、便益・費用分析を行うにあたっての前提条件の設定を行う。
 - (2) 費用・便益の計測（2ケース）
 - (1)を基に、「全事業」及び「残事業」の2ケースに係る費用・便益の計測を行う。
 - (3) 感度分析
マニュアルを参考に、「全事業」及び「残事業」の2ケースに係る事業期間、交通量、事業費に関する感度分析を行う。
 - (4) とりまとめ
(1)～(3)のとりまとめを行い、必要に応じて、外部効果等の便益の計測を行う。

(事業評価資料作成)

第6条 本仕様書第4条「将来交通需要予測」及び第5条「便益・費用分析」において実施した作業を、資料作成用に反映する。

- 2 各作業の内容については、以下のとおりとする。
 - (1) 事業概要の把握
事業評価に際する評価様式等を作成する。
 - (2) 客観的評価指標
評価事業箇所の整備に伴い発生する整備効果を検討する。
 - (3) 事業の必要性等
評価事業箇所の整備の必要性を整理する。
その際、路線全体の資料を整理し、整備の必要性を整理する基礎資料を作成すること。

委託業務特記仕様書（令和3年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議)

第6条 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。